2011 年　　月　　日

福岡県労働委員会
会 長　野 田　　進　様

自治労福岡県本部
執行委員長　小 原 和 敏

アミカス不当労働行為事件に対する救済命令を求める要請

福岡市男女共同参画センター（アミカス）の不当労働行為救済申立事件（平成 23 年（不）第２号事件）について、以下のとおり、公正な審理を踏まえた救済命令を求めます。

①福岡市当局によるアミカス嘱託職員ユニオンの組合員３名に対する「特別選考試験不合格」を理由とする雇い止めの強行は、2010 年９月 28 日の労使合意を事実上反故にした、労使合意の無視です。

②不合格通知の発送から一般公募の事務手続終了まで５日間（土日を除くと実質上３日間）という極めて短い日数で公募を強行し、労使交渉の猶予さえ与えないという、実質上の団体交渉拒否に当たる不当労働行為は明白です。

③実施された特別選考試験はその選考システム・試験内容・評定内容において、客観性・妥当性・公平性を欠いたものであり、裁量権を大幅に逸脱した不当なものです。

この様な特別選考試験によって組合役員や組合員を排除した事は、組合員に対する不平等取扱いであり、組合に対する支配介入に当たります。

福岡市は、「そもそも非常勤職員は一年の任用でいつでも雇い止め出来る」と主張しています。このような考え方は、非正規労働者の権利を不当に侵害し、労働組合の存在を否定するものであり、到底認めることはできません。

従って、貴委員会において、このアミカス不当労働行為事件の救済請求を認める公正な判断をされますよう要請致します。

氏　　名	住　　所